

病状説明など（インフォームド・コンセント）の実施時間について ご協力のお願い

現在、医師をはじめとする病院職員の長時間労働が社会問題となっており、厚生労働省は、すべての医療機関に対して、医師の労働時間短縮に向けた取り組みをすみやかに行うよう求めています。

そのため、本院では、患者の皆様へ提供する医療の質や安全を確保する観点から、医師をはじめとする職員の負担軽減と労働時間の短縮に向けた取り組みの一つとして、原則として、緊急ではない患者さんやご家族等への病状説明などを、平日の診療時間内（8:30～17:00）に行うことといたします。

つきましては、診療科から申し出る場合を除き、夜間・休日における説明には対応できない場合がありますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 元年 12 月

福 井 県 立 病 院 長